

芦別市企業振興事業補助金制度のご案内

新製品開発、販路拡大、人材育成など、地元企業の振興を図るために必要な事業や、商工業の活性化を図るためのイベントの開催、空き地又は空き店舗の活用、既存店舗の改装などの事業を行う企業を多彩な補助メニューで応援します！お気軽にご相談ください！

補助を受けることができる者

中小企業者	業種ごとに次の額又は人数のいずれかを満たす会社並びに個人 ①小売業：資本の額等5千万円以下、従業員数 50人以下 ②サービス業：〃 5千万円以下、〃 100人以下 ③卸売業：〃 1億円以下、〃 100人以下 ④その他：〃 3億円以下、〃 300人以下
中小企業団体等	①中小企業等協同組合法の規定に基づく事業協同組合 ②中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づく協業組合 ③商店街振興組合法の規定に基づく商店街振興組合

対象となる事業及び補助限度額



1. 新製品・新技術の開発をしたい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
新製品又は新技術開発事業	(1) 自社製品に付加価値をつけるための試作品製作、製品製作を行う事業	○報償費 ○旅費 ○通信運搬費 ○手数料 ○使用料、賃借料 ○原材料費 ○備品購入費 ○負担金	2分の1以内	100万円
	(2) 新製品・新技術の開発のため、従業員を派遣、または技術者等を招き、指導を受ける事業			50万円

2. 特產品の開発をしたい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
特產品開発事業	市内で生産供給される産物を主な原材料として、特色ある加工品等の開発を行う事業	○報償費 ○旅費 ○通信運搬費 ○手数料 ○使用料、賃借料 ○原材料費 ○備品購入費 ○負担金	2分の1以内	100万円

3. 従業員等に知識や技術を習得させたい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
人材育成事業	知識又は技術の習得をさせることを目的とし、次に掲げる従業員等の区分に応じ、それぞれ定める場所に2日以上、当該者を派遣する事業 (1) 市内の事業所に在籍する従業員等…次に掲げる場所 ア 大学、研究機関、研修所、先進企業等 イ 自社の本社又は支店等 (2) 自社の本社又は支店等に在籍する従業員等…市内事業所	○旅費 ○負担金（大学、研究機関、研修所、先進企業等に支払う受講料に限る）	2分の1以内	1人10万円 (同一の中小企業者等に交付する補助金の限度額は、単年度につき100万円)

※この事業は、市内事業所に在籍する従業員等の知識又は技術の習得をさせることを目的としています。

【裏面へ続く】

4. 販路拡大のための展示会へ参加したい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
販路開拓促進事業	販路拡大を目的に公共団体等が主催する展示会、見本市等へ参加する事業(同一のものとみなす展示会、見本市等に参加する場合については、同一の中小企業者等による申請の回数は3回を限度とする)	○旅費 ○印刷製本費 ○通信運搬費 ○手数料 ○委託料 ○使用料、賃借料 ○負担金	2分の1以内	100万円 (同一の中小企業者等に交付する補助金の限度額は、单年度につき100万円)

5. 新たな事業を始めたい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
起業化支援事業	新たに起業するために必要な施設の建築事業を行う事業	○工事請負費 ○備品購入費	2分の1以内	200万円

6. 新たな分野に進出したい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
新分野進出事業	(1) 新分野進出のため、経営者などが共同で技術研究や製品開発又は経営の多角化を目的とした研究を実施する事業	○手数料 ○委託料 ○使用料、賃借料 ○工事請負費 ○備品購入費	2分の1以内	100万円
	(2) 産学官連携による研究開発を行う事業			
	(3) 新分野進出に必要な施設の建築事業を行う事業			

7. 空き地や空き店舗を使って新たに店舗や事業を始めたい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
空き地又は空き店舗活用事業	(1) 空き地又は空き店舗を活用するための当該空き店舗の改修事業（移転を除く。ただし当該事業に要する経費が100万円以上のものに限る。）	○工事請負費	2分の1以内	100万円
	(2) 空き地又は空き店舗の活用するための当該土地・建物の賃借	○賃借料		月額5万円 (12ヶ月限度)

8. 既存の店舗を改装したい

事業名	事業の内容	対象経費	補助率	補助限度額
店舗リニューアル事業	店舗の魅力向上を図るため、次の物件で行う100万円以上の改修事業 (1) 自己所有物件で所有者自ら1年以上営業しているもの (2) 同一の賃貸物件で、借受人自ら5年以上同一の業種を営業しているもの (3) 事業所の代表者等個人の所有物件を当該事業所が使用し1年以上営業しているもの	○工事請負費	2分の1以内	200万円

手続きの流れ

- ① 相談、事業計画書の提出【事業者→芦別商工会議所(審査委員会)】
- ② 審査、事業の採択・不採択の決定、通知【芦別商工会議所(審査委員会)→事業者】
- ③ 補助金の交付申請書提出※採択の場合【事業者→市役所商工振興係】
- ④ 補助金の交付決定、補助金の交付【市役所商工振興係→事業者】

お問合せ:芦別商工会議所(電話 22-3444)、市役所商工振興係(電話 22-2111・内線 223)